

15 家族療法事業の実践例（兵庫県・横浜市）について

兵庫県における
家族再生指導事業から

ペアレント・トレーニングの試み

兵庫県中央こども家庭センター
田中隆志

兵庫県における虐待対策への取組み

平成13年8月小1男児致死遺棄事件の教訓から、児童虐待防止専門家会議の5項目の提言を受ける。

- ・親子に対する継続的フォロー体制の整備
- ・関係機関の連携強化
- ・児童養護施設などの体制整備
- ・相談指導、一時保護体制の強化
- ・地域での虐待防止

児童虐待防止緊急対策

相談援助体制の強化

・児童虐待対応専門チームの配置

虐待対応への強化を図るため、各センターに1チーム(西宮は2チーム)を配置。1チームに児童福祉司2~3名、心理判定員1名、保健師1名

・24時間ホットラインの設置

夜間、休日を含めた相談体制の整備拡充を図るため児童虐待相談員を中央こどもセンターに配置。

夜間や休日の電話相談に対応し、必要に応じて各センターの管理監督職員と連携し、保護等を行う。

・一時保護所の拡充

一時保護所を増築し、一時保護定員を40名と倍増。

家族再生支援チームの配置

親子に対する継続的フォロー体制の整備

子ども虐待への究極の援助は保護に留まらず、親子関係の修復や子どもの家庭復帰への支援にあるとの考えから、家族再生支援チームを配置した。

虐待対策の両輪としての2チーム

虐待対応専門チーム

虐待の通報に対して速やかな安全確認を行い、被虐待児の安全保護のため、必要な立入調査、一時保護等を行い、適切な処遇を図る。

家族再生支援チーム

親子分離となった家族の再統合に向けた援助体制を整え、再生支援を実践する。

家族再生指導事業への展開

親指導マニュアル作成会議の開催

主務課である児童課から会議の召集がなされ、各センターから課長(心理担当)、児童福祉司1名ずつが参加し、平成15年8月から検討を開始し、ガイドラインとしての「虐待をした親等への家族再生支援プログラム」を作成した。

「虐待をした親等への家族再生支援プログラム」の趣旨

1 児童相談所と施設との関係

児童相談所は、重篤なケースに遭遇すると、親子分離をいかに速やかに行えるかがテーマとなり、そのことが大きな仕事と位置づけられていたところがある。

しかし、施設はその子どもを受け入れた時点から、常に家族との再統合がテーマとなっており、処遇のあり方が180度方向転換するのである。この意味において、児童相談所と施設との間の摩擦や不信感を増幅させるという結果を招いてきた。

2 親指導の現状

親指導の必要性が唱えられて久しいが、実践的にそのノウハウが蓄積され、共有されてきたとは言いがたい現実がある。実際場面では、一部の経験豊かな職員の手任せに委ねられていただけであったことが、親子関係の修復や家庭復帰をより困難にしてきた一因であったとも言える。

3 親子分離の究極の目標

親子関係の修復や家庭復帰に向けた具体的な方向性の提示は、援助指針の作成においても有効であり、子どもの家庭復帰に向けた目標となり、保護者自身の積極的な参加が得られることとなり、また、親・施設・児童相談所が共通の目標と意識できることから理解と協力関係が相互に保たれ、家族再生に向けての実効ある取り組みにつながると期待できる。

家族再生指導事業の目的

虐待を理由に親子分離し、
施設に入所した子どもとその家族に対し、
再統合に向けた専門的援助を行い、
円滑な家庭復帰を目指した援助の試み

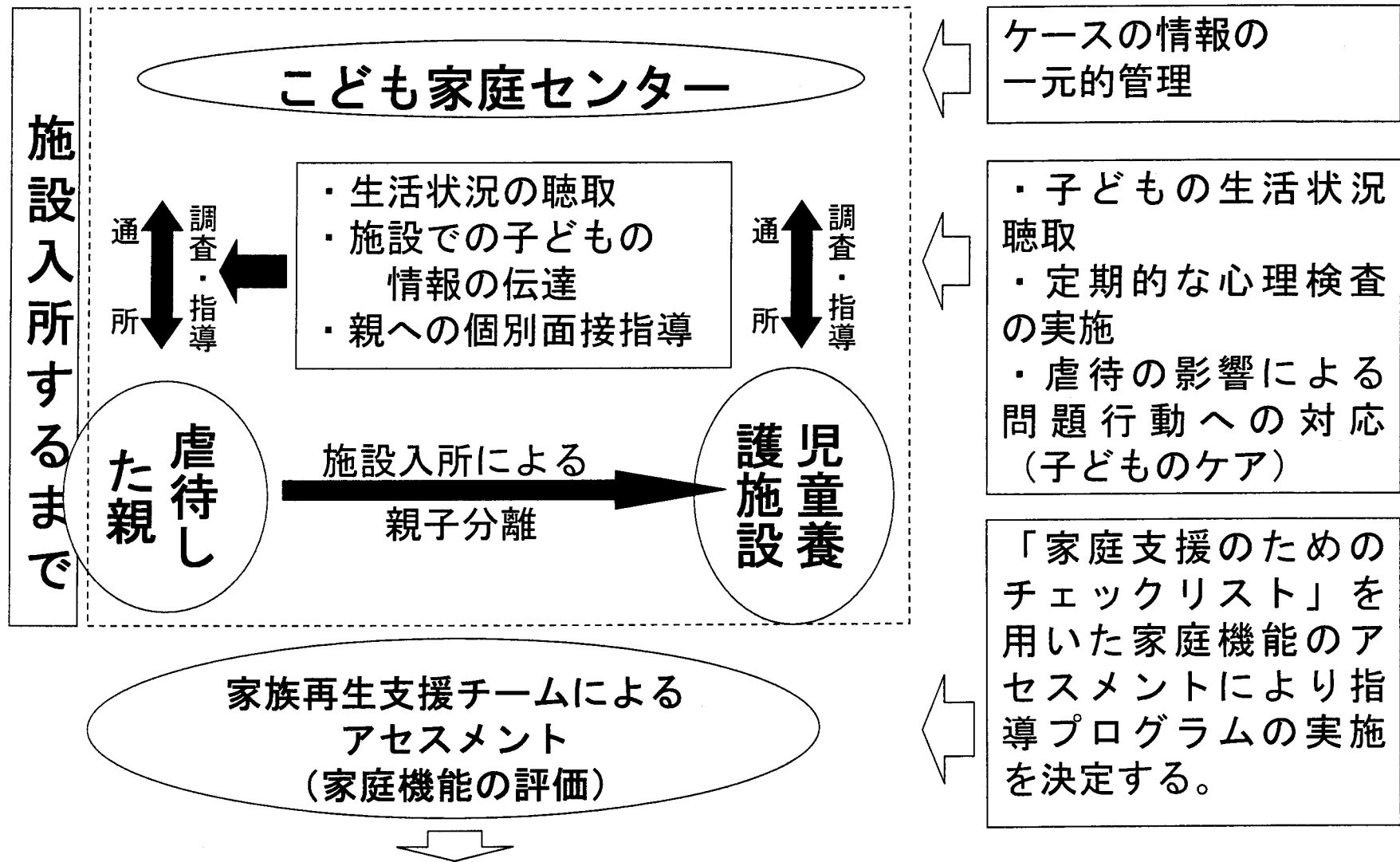
- H15 兵庫県こどもセンター家族再生支援プログラム
を作成(先進の東京都、愛知県からの情報提供)
- H16 兵庫県家族再生指導事業の開始
・・・家族再生支援チーム・・・の編成

施設充足率

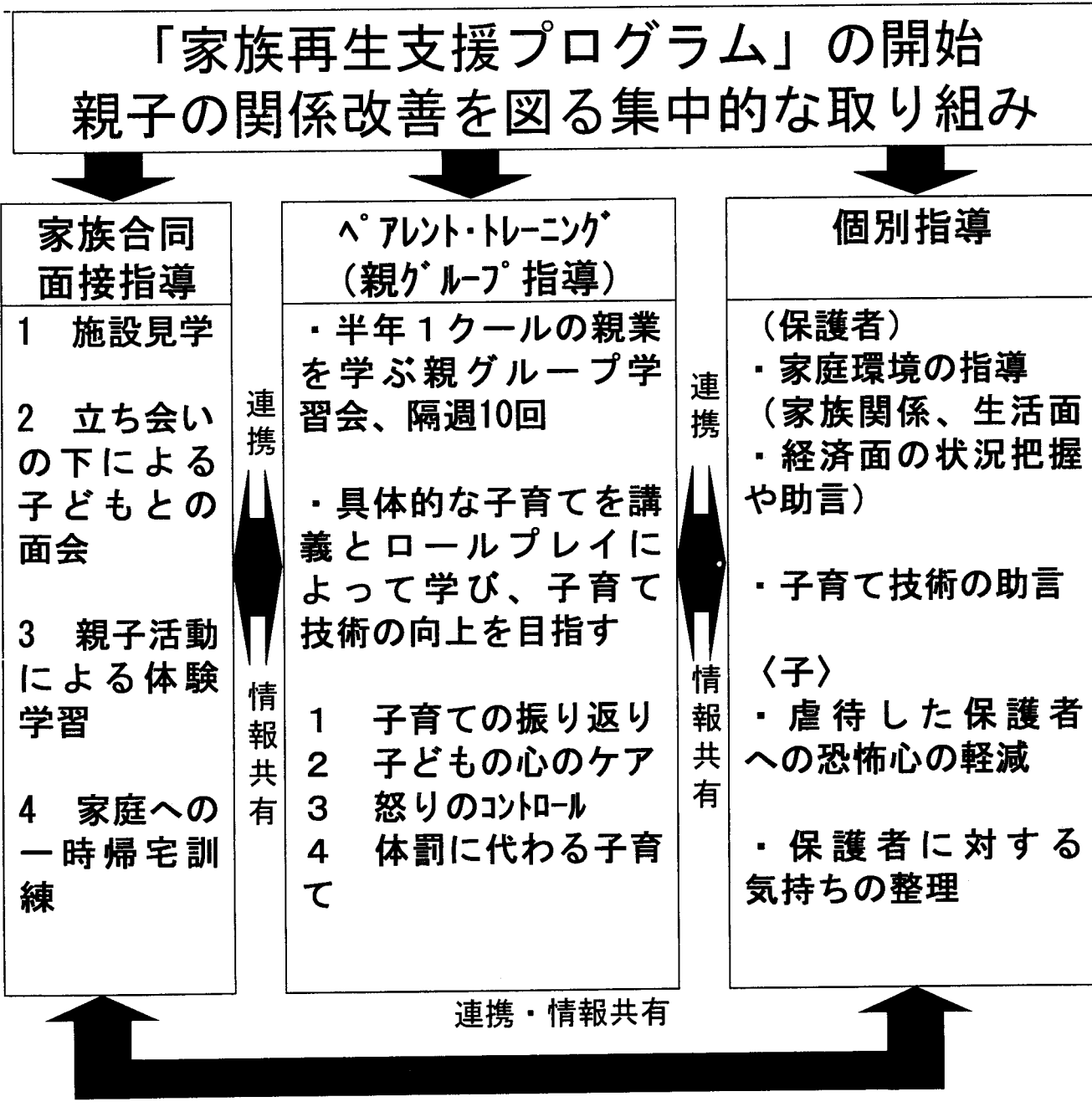
施設別児童在籍状況(県所管施設) H18.3末現在

	定員 (暫定)	入所数	中央	西宮	姫路	豊岡	充足率
乳児院	110	91	23	36	31	1	82.7%
児童養護	967	924	267	378	257	22	95.5%
自立支援	80	82	19	45	18	0	102.5%
情短施設	35	35	13	16	6	0	100.0%
計	1147	1050	303	430	294	23	

兵庫県こども家庭センター 家族再生支援プログラム全体図



プログラムの実施



「個別指導」や「家族合同面接」とグループ指導の「ペアレント・トレーニング」はそれぞれの特徴を生かしながら、先行・並行して実施。

家庭復帰に向け、子育ての技術を学び、具体的な実践を積む。

個別指導、グループ指導担当職員は常に情報を共有し、連携して援助に当たる

```
graph TD; A[ ] --> B[プログラムの進行に合わせた  
中間アセスメント]; B --> C[プログラムの終了  
最終アセスメント  
(措置の変更・解除の検討)]; C --> D[家庭復帰]; E[プログラムの段階が  
変わるときは、「家庭  
支援のためのチェッ  
クリスト」で評価  
・検証。]; F[プログラムが終了し  
た時点で再び「家庭  
支援のためのチェッ  
クリスト」を用いた  
アセスメントを行う]; G[終了後については引  
き続き個別指導を続  
けていく。]; E --> B; F --> C; G --> D;
```

プログラムの進行に合わせた
中間アセスメント

プログラムの段階が
変わるときは、「家
庭支援のためのチェ
ックリスト」で評価
・検証。

プログラムの終了
最終アセスメント
(措置の変更・解除の検討)

プログラムが終了し
た時点で再び「家庭
支援のためのチェッ
クリスト」を用いた
アセスメントを行う

家庭復帰

終了後については引
き続き個別指導を続
けていく。

家族再生支援チームの役割

進捗状況を確認のためのミーティング

家族再生支援チームが毎月1回定例会議を開催し、事業の進捗状況を確認

個別指導、家族合同面接、ペアレント・トレーニングの実施状況を各課、施設ごとに確認

個別ケースのケースマネージメント

個別ケースの状況変化への迅速対応を図るためのカンファレンスの実施

家族支援のためのチェックリスト

(平成14年2月、兵庫県こどもセンター作成)

子どもの状況	1	親への恐怖心が消失、ないしは軽減していること(親と安定して向かい合えること)
	2	対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること
	3	虐待(親子関係不調)に対する事実認識に改善がみられる
親・家族の状況	4	「虐待の事実(親子関係の不調)」認識と解決への努力が認められること
	5	援助を求めていること(孤立していないこと)
	6	子どもへの衝動(怒り)のコントロールができること(虐待に至らないこと)
	7	子供への認知に歪みがないこと(子どもの立場に立った見方や感じ方ができること)
	8	親が精神的に安定していること
	9	生活環境が安定していること
	10	親子がお互いに楽しく過ごせること
	11	親子がお互いに肯定的に評価しあえること
	12	家族関係が安定していること(新しい家族ができている場合のみ記入)
	と関係機関関係	13
14		施設職員との信頼関係が保たれていること
15		夫婦や家族に対して、地域社会のモニターが存在すること

家族再生指導事業の3つの柱

① 個別面接指導

従来型の保護者への面接相談

② 家族合同面接

親子の交流を図り、ロールプレイなどを通じ
具体的な子育て方法の学習を援助する

③ペアレント・トレーニング

保護者のグループ指導(10回シリーズ)

対象ケースの選定

概ね6か月から1年以内に家庭復帰が見込まれるケース

- ① 「自分の子育てが不適切であった」という自覚があること
- ② 「もっと上手に子どもにかかわりたい」という意欲があること
- ③ 虐待をしたことを認めており、プログラムへの参加の動機付けが可能であること